

第1回紀の国森づくり基金運営委員会議事録

開催日時	平成19年5月25日（金）13:15～15:30
開催場所	アバローム紀の国

第1回 紀の国森づくり基金活運営委員会

1 開催日時 平成19年5月25日(金) 13:15～15:30

2 開催場所 アバローム紀の国 3階 孔雀の間

3 出席委員

委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員

計 8 名

4 県関係出席者

農林水産部長

技監

林業振興課長

森林整備課長

山村振興課長

税務課副課長

林業振興課副課長

調整班長

山村振興課就業促進班長

下林 茂文

中野 雅光

谷関 俊男

澤野 誠

尾隠山明宏

山本 陽一

中尾 俊二

重根 正人

間所 高史

第1回紀の国森づくり基金運営委員会議事録

日時：平成19年5月25日（金）13:15～15:30

場所：アバローム紀の国 3階 孔雀の間

- | | |
|-----|---|
| 委員 | それでは最初の議題でございますが、委員長の選任でございます。
紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第3条第1項によりまして委員の互選により委員長を選出する事になっておりますが、如何いたしましょうか。 |
| 委員 | 委員に委員長をお願いします。 |
| 委員 | そうですか。他に自薦、他薦ございませんか。
そうですか。それでは御異議無いという事でございますので私の方で委員長を務めさせて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。
委員長という大役を仰せつかりまして身の引き締まる思いがしております。 |
| 委員長 | 先ほど部長のご挨拶にありましたように、和歌山県における森づくりどこも待ったなし、という焦眉の課題になっております。
それだけに、和歌山県の森林を県民共有の財産と位置づけ、それを守り育て、そして生かして、次世代につないでいきたいと思っております。この森づくり基金は正にそういう課題を達成する、非常に貴重な基金でございますし、特に県民の貴重な税金を頂いているという事でございますので、それを適正かつ効果的に活用していきたいという事で、皆さんの英知を是非お願いしたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。
それでは、次の議題に入っていきたいと思っておりますが、設置要綱第3条第1項及び第3項ですね、委員長が欠けたときの副委員長を選出するという事になっておりますが、如何致しましょうか。 |
| 委員 | 委員が適任と思います。 |
| 委員長 | そうですか。委員にお願いしたいという声が出ておりますが、よろしゅうございますでしょうか。 |
| 委員 | 異議無し。 |
| 委員長 | それでは 委員よろしくお願い致します。
続きまして紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に |

基づきまして、本日の議事録署名者を私の方から指名したいと思えます。委員さんと委員さんよろしくお願い致します。

それでは次の議題に移っていきたくと思いますが、第2番の議題は本日のメインでございます。紀の国森づくり基金活用事業の進め方についてでございますが、これにつきましては既に委員の皆様には事前に資料をお送りしている所でございますけれども、かなり大部の物でございます。それぞれ関連致しますので、事務局の方から一括ご説明頂いて、その後逐次、それぞれの項目に従ってご検討賜りたいと思っております。

それでは最初に事務局の方でご説明お願いしたいと思えますが、かなり膨大な物でございますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

谷関課長

それでは、事務局の方から紀の国森づくり基金活用事業の進め方についてご説明をさせていただきます。

本年4月1日から紀の国森づくり税及び基金条例が施行されまして、いよいよ基金を活用した事業がスタートという事になります。

先ほど委員長の委員からのお話にもございましたように、この基金は、広く県民の皆様に、あるいは企業にご負担を頂き造成活用されるものでございます。従いまして事業実施にあたりましては公平性、透明性、公共性、あるいは効果性といった視点を十分考慮して事業の仕組みをまず定めていく必要がございます。また県民が広く参画出来るような仕組みにしていく必要もあると考えております。そういった視点で県当局として事業実施のルール案を作らせて頂きました。要綱、要領、応募された事業の審査方法でございます。また事業実施の年間スケジュール(案)も作成をさせて頂きました。

本日は一回目の運営委員会でございますので、今申し上げましたような事業実施の根幹に関わるような所についてご審議を頂きたいと存じております。詳細につきましては、担当班長の重根の方から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

重根班長

林業振興課調整班長の重根でございます。よろしくお願い致します。紀の国森づくり基金活用事業の進め方について説明させていただきます。

まず資料1からご覧下さい。

1ページ 紀の国森づくり税の概要ですが、紀の国森づくり税は、公益的機能を有する森林から県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て次世代に引き継いでいくことを目的に、平成19年4月1日から5年間にわたって実施されるものでございます。

この税は、県民税を納税されている個人の方、これは全ての県民の方ではなく約43万人の方から年500円を法人、約18,000社から規模によって、年1,000円から40,000円を納めて頂きます。その総額は年間で約2億6千万円

となります。そして、それを紀の国森づくり基金に積立て、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策、例えば森づくりの活動や、森林の重要性の普及啓発などに使う事とされております。

同様の森林関係の税を導入している県は、平成15年の高知県を初めとして、現在全国で23県ございます。

和歌山県での税導入経緯としましては、平成15年の県税制度調査検討委員会報告において、自然環境保全等施策に県民税均等割超過課税とする根拠が見いだせるとの結論を受け、議員立法による森林環境税創設の検討が開始され、平成17年自民党県議団森林環境税懇話会において最終報告書が提出されました。

そして同年12月県議会において紀の国森づくり税、紀の国森づくり基金条例が議員提案され、県民への周知期間として施行を1年延長するという事で成立致しました。そして本年4月1日から施行されております。

県では、平成18年6月、この基金の活用方法を具体的に検討するため、県民代表及び学識経験者10名の委員で構成する、「基金活用検討会」を設置し、同年11月に検討結果の報告を頂きました。県は、この報告を尊重し、紀の国森づくり基金活用事業予算を策定致しまして、平成19年2月県議会定例会で予算が可決されたところでございます。

おめくり頂まして、2ページ3ページには参考と致しまして、今申し上げました紀の国森づくり税条例及び紀の国森づくり基金条例を載せてございます。

おめくり頂まして、4ページをご覧下さい。これは、先ほど述べました「基金活用検討会」の検討結果の概要でございます。

簡単に申し上げますと、1のはじめには税の概要、検討会による検討に至った経緯を、2には和歌山県の森林が育んだ歴史・文化を、3には和歌山県の森林の現状と課題を、4には検討結果として基金の活用についての基本的な考え方、基金活用の方向性そして実施方式についてを、5にはおわりにとって本報告を活用した基金の適正かつ効果的な実施を、以上を内容とする検討結果でございます。

5ページには、本報告に基づき、基金事業の仕組みを示したものが載っております。流れに沿って説明させて頂きますと、上から、紀の国森づくり税は基金に積立られ、公益性・透明性の確保、効果の検証という基本的な考え方によって、公募や事業提起、そして県の直接実施という方法により先ほど述べました「森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策」に活用します。

具体的には、このペーパー下の枠、ア紀の国の森とあそぶ・まなぶ、イ紀の国の森をつくる・まもる、ウ紀の国の森をいかすという、県民の方にも親しみやすい言葉による3つの方向性で、条例の基本理念である、県民の方が森林の現状を知ること、それを理解すること、そして様々な活動に参画することに繋がるよう、進められるものでございます。

そして、紀の国森づくり基金運営委員会は、基金条例の目的を達成する

ため事業その他基金に関する事項の調査審議を行うとなっております。

続きまして資料2でございます。基金活用事業の実施に係るスケジュール(案)についてでございますが、本日の第1回運営委員会において、事業実施に必要な実施要綱、応募の要領等についてご審議を頂き、事業の公募については、6月の中旬から7月末に行う予定となっております。これにつきましては、6月初めに配布する「県民の友」へ掲載しPRする必要から、公募期間は6月18日から7月31日の期間で現在進めさせて頂いております。

これにつきましては、皆様のご了解をお願い致します。

そして、応募のあった事業については、県で事前の調査を行い、8月末頃に2回目の委員会を開催し、応募事業の審議を頂き、採択し、事業が開始される事となります。なお、応募が少なく予算に余裕がある場合は、9月中旬に2回目の公募を予定しております。

そして、11月末頃までに3回目の委員会を開催し、追加応募分の審議と、平成20年度の事業の進め方等についてご意見を頂き、県予算の編成等を行っていく予定でございます。

そして、1月初めから2月中旬まで、平成20年度分の公募を行い、平成20年度予算成立後、3月下旬に4回目の委員会を開催し、4月初めには、新年度分の採択と、事業開始を予定しております。

なお、各事業の効果の検証につきましては、平成20年度の1回目の委員会において行う事を予定しております。平成19年度につきましては、基金事業の開始年度でもございます。多少の時期の変動はございますが、概ねこのスケジュールで進めて頂きたいと考えてございます。

次に資料3からでございますが、これは紀の国森づくり基金活用事業を実施するうえでの要綱等についてでございます。

基金活用事業の平成19年度予算額は、1億5,000万円、来年度以降は、毎年約2億6,000万円の規模となります。条例の趣旨に沿った事業の実施運営を行うため、3つの要綱、要領が必要と考えてございます。

基本となる実施要綱、それから公募事業を支援するための補助金の交付要綱、公募に必要な事項を定めた公募等実施要領でございます。本日は、これらについて運営委員会のご意見をお聞きしたうえで、定める事としております。

それぞれについて、内容は大変事細かなものが記載されてございます。そこで、その概要を1枚にまとめておりますので、本日はそれを中心に説明させて頂きます。

資料3の1ページをご覧下さい。基金活用事業実施要綱(案)の概要についてでございます。第1条の趣旨は、条例の趣旨に沿った事業実施に必要な事項を定めるという事でございます。

第2条の事業内容は、次の3ページに表でお示ししておりますが、(1)紀の国の森とあそぶ・まもるとして、シンポジウムやPR冊子、インターネット等を活用した森林の重要性の普及啓発や森林を遊びの場とした取り組み、小中学校の教職員を対象とした森林環境研修、さらに小中学生の森林体験教室

や一般の方を対象とした森林体験ツアー等が挙げられます。

(2) 森をつくる・まもるとしては、放置され荒廃した森林の整備のため、花粉を飛散させているスギ等の森林や施業放棄された森林の強度間伐や、県民のふれる機会の多い世界遺産周辺や森林公園等の森林の整備、植栽放棄地への広葉樹等の植栽活動、竹の侵入等により荒廃した里山を整備し、復元していくような活動という事でございます。

4ページをご覧ください。最近、森と海との関わりから漁民の方々による森での植栽活動等が行われてございます。このような農林水産業や観光など多様な分野の協働による森づくりの活動や、歴史的、文化的価値の高い巨樹や古木等の保存活動、そしてこれらの森林整備活動を支えるリーダーの育成等が挙げられます。

(3) 森をいかすとして、都市の公園、学校、駅に間伐材を利用したベンチやテーブル、プランターカバーの提供など公共の場への木材の利活用、次に森の宝物として木の実やツル、キノコなど森から算出される物を活かした新たな製品開発や調査研究、バイオマス利用等、そして、森林の利活用に関する調査・研究などがあげられます。

最後に、(4) 事業提起として、今まで申し上げました(1)から(3)の活動以外でも、条例の趣旨に合致した事業を提案頂く事としております。

1ページの概要に戻って頂いて、第3条事業主体でございますが、県、市町村、それから県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体として、例えば、企業や各種団体、NPOやボランティア等の方々を対象としております。

第4条事業方式は、県が取り組む施策以外は公募により事業を募集し、その中から適当と認める事業について、基金から補助する事としております。

第5条は、「森をつくる・まもる事業」の実施場所について、県内での様々な森林整備を行う場所として、下記の表1の私有林、これは個人の所有林だけでなく、県有林や市町村有林も含むものでございますが、人と森との共生、水源のかん養、文化的景観の維持・保全といった効果が期待出来る場所で行なって頂く事としております。

ただし、個人所有者の利益となる側面もございますので、下の表2にありますように、最低20年間の皆伐禁止や、人工林においては、80年生までの皆伐禁止、さらに森林・林業教室等へのフィールド提供などの条件を盛り込んだ協定書を所有者と市町村の間で締結頂き、応分の公的な貢献を頂く事を考えております。

これらの条件につきましては、県で行っている事業や、他県の例を参考にしております。また、表2の下にございますように、この基金事業は既存の県事業を補完するものではなく、国や県、市町村の補助金等の公金を使って事業を実施した箇所、これは実施後5年以上経過したものは除きますが、原則実施を認めておりません。

第6条の補助事業については、その詳細な事項は補助金交付要綱で定

める事を、第7条その他は、この要綱以外の必要な事項は、知事が別に定める事としております。

続きまして、資料4でございます。基金活用事業補助金交付要綱(案)について1ページ概要をご覧ください。

まず第1条の趣旨については、先ほどの事業実施要綱に基づき、市町村又は団体等が自ら実施する事業を公募し、要する経費に補助金で交付するのに必要な事項を定めるという事が書いてございます。

第2条の補助対象事業、第3条の補助対象者につきましては、先ほどの事業実施要綱に同じとなっております。

第4条の補助対象経費及び補助率等については、以下の表のとおりでございますが、経費は賃金や報償費など人に関わる経費、消耗品や燃料等の需用費、郵送費等の役務費から原材料費などでございます。その内容につきましては、後ほど説明致します公募等実施要領に詳しく示しております。

次の補助率は、経費によってそれぞれ10分の10以内、又は定額としております。また、補助限度額は、1団体等につき20万円以上から200万円以内とし、できるだけ多くの県民の方々に参加頂く一定規模以上の活動に補助する事とし、市町村が事業主体のものや県・市町村を含む、例えば実行委員会で行うような規模の大きな広域的な事業、さらに事業の趣旨や効果が顕著に発揮できる事業等については、それ以上の額を補助できるとしております。

なお、表の下にございますように、この補助金の対象とならない経費として、①土地の購入費や②団体等の通常の運営費等から以下④まで示しております。

以下第5条から第14条につきましては、事業採択された団体等が、補助金を受けるのに必要な手続き、提出書類、事業実施上申し上げるべき事項を定めたものでございまして、これは、県が行う他の県の補助事業の手続きに準じて示してございます。

続きまして資料5、基金活用事業公募等実施要領(案)についてでございますが、これは、基金を活用した事業を公募するにあたり、その詳細を示したもので、これにより応募頂く事となるものであります。

1ページの概要から、第1項の趣旨は、先の事業実施要綱、補助金交付要綱に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項を定めたものであるという事を、第2項の補助対象経費及び補助率につきましては、資料の8、9ページに別表で示しております。

ここでは、補助員の雇用賃金や外部講師等への謝礼である報償費及び講師の旅費については、10分の10以内とし、県の標準単価を上限に必要最小限度とし、その下の消耗品等の需用費や傷害保険料等の役務費は、定額として合計額で5万円もしくは総事業費の3%以内としております。

また、会場の借上料等の使用料賃借料、苗木等の資材費、木工教室等の原材料費や専門家への委託料については、10分の10以内としております。

また、市町村が森林整備活動のため行う間伐や植栽等の経費につきましては、森林環境保全費として、県造林事業の標準単価に準じて定める事としております。また、上記以外の経費については、特に必要と認める経費については、計画の特殊性等を勘案し別途協議のうえ定める事としております。

さらに9ページ表の下に、注意事項として、県で実施する標準的な単価を上限とする事や、人件費的な経費は、団体等からの給与等の支給を受けている人は対象外とする事、参加者から参加料を徴収する活動では、その該当部分を控除する事としてございます。

1ページの概要に戻って頂きまして、第3項事業の募集についてでございます。(1)応募資格として、県内市町村、県内に事務所又は営業所を有する法人その他団体と致しまして、以下表のア自ら企画した事業を県内で実施可能な団体である事から、以下キまでの全てに該当する団体である事と定めております。

(2)応募方法等のア応募事業は、先の補助金交付要綱第2条に定める事業で当該年度内、事業開始日から翌年の3月31日までに終了する事業で、以下の表(ア)他の公金による・補助・助成等受けている、または見込みのあるものから以下(キ)までのいずれかに該当する事業は除くとしております。

その下イの提出書類は、応募に必要な申請書類は、下の表(ア)から(カ)までとし、以下ウの提出期限は募集毎に定めるという事、エの提出場所及び方法、これは郵送又は持参で県の振興局に提出する事になっております。

オの提出部数は、県と市町村分で3部出して頂く事になります。

そしてカの調査への協力として内容確認のための県や市町村の調査への協力について定めております。

2ページの第4項事業選定につきまして、(1)の選定方法として、基金運営委員会において、以下表のア整合性、イ公益性、ウ計画の実現性、エの効果、そして、オの予算の内容についてご審議頂き、適した事業を知事が選定する事としております。

なお、補助金額が150万円、市町村等の行う事業は除きますが、を超える事業については、県が事前に調査し、特に必要な場合は、運営委員会の場において直接応募者から内容の説明を求める事があるとしております。

(2)結果の通知として、選定結果を応募団体等に通知するという事を、それから(3)欠格事項として、以下の表アの虚偽の記載がある場合のほか以下ウまでを欠格事項として定めております。

第5項公開は、事業の透明性を確保するため、採択計画書や選定結果を県のホームページ等によって公開する事を、第6項補助金の交付申請は、採択団体等は速やかに申請手続きを行う事を、第7項事業の周知は、この基金事業をできるだけ多くの人に知ってもらい、参画頂くために事業名の表示や報道機関への情報提供、ホームページ掲載等の周知活動を行うことを、第8項は、実績報告書等の添付書類の写真等については本事業の広報用に県が使用する事を、第9項は事業の検査については県の振興局が行うという事を定めております。

次の3ページには、基金活用事業の流れをフローで示しており、左側の主な項目毎に、NPO等の団体及び市町村が事業に応募し、県で受付け、内容等について事前調査を行い、基金運営委員会での調査審議を経て、県が事業を採択し、事業が決定されます。そして事業完了後は、県が検査を行い、補助金を交付します。

さらに運営委員会による実施事業の効果の検証を受け、県は、必要な事業の改善を行うとなっております。おおまかには、このような事業の流れであるご理解下さい。

次に資料の6でございます。応募事業の審査及び採択(案)についてでございます。

先ほど、公募等実施要領(案)の第4項で申しあげました、事業選定における基金運営委員会の具体的な進め方について、1ページにフローとしてまとめております。

まず応募された事業は、その申請書類を県で取りまとめ、基金運営委員会に提出し、各委員の方に評点をつけて頂き、基金事業として適しているかを判断して頂きます。

その方法は、運営委員会開催前に、2ページの「公募事業の審議に係る評点シート」と申請書類を各委員にお送りさせていただいて、委員には、これにより事業毎に5つの項目に評点をつけるとともに、必要な意見等の特記事項に記載し、会議までに県に返送して頂きます。

これは、整合性、公益性、計画の実現性、効果、予算の内容という5項目で、それぞれ点数が10点から0点まで、5点から0点までという形で配点させて頂いております。

県は、各委員からの評価の結果を頂いた後、評価点の高い順番に一覧表にし、当日の会議資料とします。

さらに各委員からご意見を聞いたうえで、採択事業を選定します。審査基準の目安は、市町村で公益性や計画実現性を除いた3項目の平均点で16点以上、団体等で5項目合計の平均点30点以上が採択に適した事業といたします。

この平均点を下回る事業、また、0点の数が採点者数以上ついた事業は適当でないとして。ただし、審査結果が適当でない場合でも、委員が特に推薦する事業があればその旨をシートに付記できる事としております。

県は、この委員会での審査結果を参考に、得点の高い事業から、同点の場合は整合性の高い事業を上位にするなど、また委員会から付された意見を十分考慮して事業の採択を行う事となります。

そして、実施した事業につきましては、その結果を基金運営委員会に示しまして、整合性、効果、実施手法等について検証し、提言を行って頂き、県は、次年度以降の事業に活かしていく事としております。

なお、各委員の皆様にご意見を伺った中で、この応募事業の審査方法のところ、2つのご意見を頂きました。

まず1つ目は、2ページの評点シートの5項目のうち整合性については、

予め県で合致しているかどうかを判断し、合致したものを各委員に提示し、後の4項目について委員が評点をつけるのがいいのではないかとこのように思います。

その理由としまして、条例、要綱・要領の内容を一番理解している県がそれを判断しないと、各委員が整合性を4段階で評価するのは難しいのではというご意見を頂きました。

もう1つは、審査の際に事前に各委員にお送りする申請書類は、公正性を確保する観点から団体名・住所等を抜いたものとしてはどうかというご意見を頂きました。

これらのご意見についても、委員の皆様にご意見を伺いたいと思っております。

大変短い時間の中で、大まかな説明となりましたけれども、以上で資料の説明を終わらせて頂きます。ご審議の程よろしくお願い致します。

委員長

どうもご苦労さまでした。大変な資料を手短かに要領よく説明頂きましたが、皆様も事前に資料をお送り頂いてお目を通し頂いていると思いますが、中々細かい中身も含まれておりますので、これからすこし時間をかけて慎重にご検討賜りたいと思っております。検討は、それぞれの項目に即して逐次進めてまいりたいと思っております。

最初に、森づくり税等々についての概要は、もうご理解頂いているものという事で、特段ご質問等がございませんようでしたら、このスケジュールから始めていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、まず資料2をご覧ください。

紀の国森づくり基金活用事業の実施に係るスケジュール(案)でございます。先ほどご説明のように「県民の友」に記載をして、出来るだけ多くの県民の方に周知していくという事もありまして、6月18日にスタートを切って7月31日と、これで広報をかけるという事です。

後はそれについての審査という事でスケジュールの説明等ありましたけれども、これについて何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

如何でしょう。「県民の友」という、一番県民の方に周知徹底する手段として有効という事で、こういうような公募の日時をあらかじめ事務局からご提案頂いておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、スケジュールにつきましては特段問題無いという事でございしますので、この方向で進めさせて頂きます。

予定内容でいきますと、19年度は4回の委員会、本日は1回目ですが、これを除きますとあと3回、その中で鋭意審査をしていきたいという事でございます。

続きまして資料3をお開き下さい。紀の国森づくり基金活用事業実施要綱でございます。

これにつきましても、それぞれ関係する所の事項についてご説明がございましたが、如何でしょうか。何かご質問なりご意見ございますでしょうか。

委員

この事業内容ですけど、我々都市に住む者においてはあまり・・・

用途を学校の製品を云々とか、公園のベンチを云々とかいう話を書いてくれていて、それはそれで非常に結構な事であるのですが、我々納税者は都市部が非常に多いという事で、都市部の納税者に分かるような都市に対しての緑化とか、そういうものを、もうちょっとこの事業内容の中に入れて頂いたらどうかと。

水資源のかん養とか休養保養施設などは都市の住民も利用しますが、それは行った人だけが分かる事であって、行かない人も都市にいて「我々が森づくり税を納めていて、こういう事をやってくれているんだな」という事がもう少し明確に分かるような事業内容を作って頂いたらありがたいと。都市住民としてはそう思いますね。

都市緑化に対して、里山とか色々ありますが、でもそれは里山へ行かないと分からない事であって、街の中に住んでいて、これは我々が収めた森づくり税でやってくれた事だなど、もっと明確に分かるような事を、事業の中に入れて頂いたらありがたいんですけどね。

委員長

委員さんから、納税者の数から言いますと都市の納税者が非常に大きな比重を占めている訳ですが、そういう方にもう少し分かるような、あるいは都市の納税者に納税した事に対する何等かの還元が明確になるような事も考えてみたらどうか、というご提案でございますが、他の委員さん如何でしょうか。

あるいはそれに対して何か事務局の方でお考えございますか。

谷関課長

事務局から状況だけ少しご説明させて頂きたいのですが、この森づくり基金事業の大前提として、公的な他の制度、既存施策のあるものについては、ダブリを避けようという事があります。

もう一つ「緑の募金事業」というのがありまして、これも県民が関わるような緑化、あるいは森林整備が全て出来るという事で、この基金活用事業につきましては森の中での森林整備を基本とし、都市の方は緑の羽募金の方で出来る限りカバーしていくという、一つの仕分けが必要ではないかと考えております。

今、委員がおっしゃいましたような問題点が残るかもしれないという事ですが、出来れば県としても県民への普及啓発を上手くする中で、奥地で荒れた山から切り出した間伐材提供頂いて、そして都市の公園あるいは学校等にベンチを置いておく。そしてアナウンスをきちんとする。そういう事をしっかり行っていく事でカバー出来ないかと考えております。

委員長

委員さん、如何でしょうか。

この事業の性格上ですね、既存との事業とのダブリを避けたいという事で仕分けしているとの事なんです。

委員

よく分かるのですが、そういう事であるのでしたら、都市の納税者に対して、都市緑化の事業をやっているのも、もし都市緑化をご希望であればその方に行きたくて欲しいという事を十分周知徹底をしてもらう事が大切だと思いますね。

一般納税者の方はほとんどそういう事を知っていない、という中で「都市緑化であれば緑の募金へ申請して使って欲しい」という事をやって頂きたいと、こういう風に思います。

都市納税者の方に対しても十分配慮しているのだ、という姿勢をやはり見せて頂かないと。

都市住民から言うと、税金を納めるばかりで、いわゆる森林の方の助けになっている、こういう事ばかりではちょっと、中々納得しにくいという面もあると思います。

ただ、先ほども言いましたとおり、水資源のかん養とか休養とか、それは良く分かるのですが、やっぱり直接的に見せて頂かないと分かり難いという面があると思いますので、それはそれで今、林業振興課長さんがおっしゃったような方式で十分周知徹底をして頂いたら良いかなと、こういう風に思います。

委員長

委員さんおっしゃったように、都市住民への配慮は非常に大事な視点でございますし、色々なPR等をするときに都市住民に森の恵みを出せるだけ還元していくと、それについて、この事業を十分活用するんだと、そういうような事について十分配慮した対応というのをぜひやって頂きたいと思います。他に何かこの実施要綱でご指摘の点ございますでしょうか。

第5条の表の2あたりですね、この事業山林所有者という、私有財産とのかかわりという事もありますので、しかしこの事業展開していく為には、この山をお持ちの方に色々な形でご協力頂く必要がある、しかし県民の色々なご意向等もありますので、より私的な形でこの税金が使われてしまわないようにするという配慮の中で、こういう事もよ、と言われておりますが、この辺について皆さん如何でしょうか。

特に問題ございませんでしょうか。第5条の表1あたりの事ですが。問題ございませんでしょうか。ご了解頂けますか。

委員

今 委員がおっしゃった都市住民の方々に理解して貰うという事は、まず5年間続けていく中で、初年度はそれを重点的にやっていかなければいけないと私は考えています。

和歌山県も観光立県とか色々な事を考えています。私はしょっちゅうJRを利用していますが、平成2年の台風以来、JRの周辺はほとんど放置というか、手を入れられていないんですね。

せっかく木の国和歌山と言いながら、非常に荒れている状態。それと、竹林となって竹に覆われてしまっています。

これは仕事をする側から言いますと、JRの周辺で仕事をするのは非常に危険が伴いますし、JR沿線から持ち主の理解、林家の理解を得なければいけないのですけども。

両側の30mを整備して綺麗にするとか、せっかくの世界遺産、熊野古道の周辺の森林整備をするとか、他の事業で競合する部分もあろうかと思えますけども50m位、ちょっと綺麗にして、もう自然だから放っておいた方が良いという意見もあるのですけども、でもせっかくなので、紀州木の国の山林を見て貰えるような形で、見て貰うにはやっぱりちょっとお金を投入して整備していかねばいけないのではないかと思います。

まず里山づくりという点で何とか都市部ですね、何処にどういう場所があるのか分かりませんが、初めはそういう場所に集中して金を入れたら良いのではないかと思います。

先ほど言われましたように、都市の住民の方が納めた税金がこういう所に使っているな、という事がはっきり分かるような事業に取り組んで貰えたらと思えますし、先ほど言われましたように奥山へ金を入れても中々理解して貰えないという事もありますので。そんなに思っています。

また、竹が非常に多く増えていますので、それを利用して竹の炭を焼くとかいう事も、間伐材の炭もありますけども、そんな事も一緒に考えられないかな、という感じは持っています。

委員長

どうもありがとうございました。事業展開にあたってはメリハリを付けた、より県民の前にはっきりと姿の分かるような、メリハリの付いた事業展開をしようというご指摘でございますが、非常にごもっともなご意見だと思います。

他に何か要綱の所でございますでしょうか。それでは、特に要綱の方でご意見ございませんでしたら、次の項目に移ってよろしゅうございますか。

委員

異議なし。

委員長

次は資料4でございます。補助金交付要綱でございますして、具体的に補助金交付する際の取り決めでございます。

これにつきましても説明がございましたけども、何かご意見ございますでしょうか。

補助対象経費、それから補助率、補助限度額等具体的に、例えば補助限度額につきましても出来るだけ多くの団体に参加して貰おうという事で、20万円から最高200万円という事で上限を切っておりますが、この辺の補助金の限度枠設定で良いのかどうか、この辺如何でしょうか。

あるいは補助率等の中身について何かご意見ございますでしょうか。

委員

さっきの話とちょっと関連するのですが、私的な財産に対して間伐をする、それはそれでやむを得ないと思うのですよ。やむを得ませんけども、それが今度収益、山の木材を売って収益が上がった場合はこの補助金はどうなるのですか。

委員長

これは事務局の方でお願いします。

谷関課長

今考えておりますのは、一定の制限と言いましようか、応分の社会貢献をして頂くという事で考えております。それが先ほどご説明をさせて頂いた中の、20年間は全ての木を切ったら駄目です、あるいは新たに植えた人工林については80年まで全てを切ったら駄目ですという事です。

それから、子供さん達が山の中で森の事を学びたいという時に、フィールドとして使って頂いて良いですよ、といった貢献をして頂くという事でカバー出来ないかと考えております。

最後に利益を分け合うという事になりますと、今から分収契約を結んでいく必要があると思います。

20年間の皆伐禁止とか、そういう事を考えましたのは、今まで県が推進してきた環境林整備事業では15年間は皆伐しないで下さい、という市町村との協定の基に進めさせて頂きました。

県民の方から等しく頂く税金という事で、より大切に使って頂かなきゃいけないだろうという風に考えて、それより若干5年を延ばすという事で、もうちょっときつい制限を考えました。

それから伐採する年齢は、今まで40年、50年経てばもう柱材を取るという事で伐った訳ですが、今は若干伐採計画は延びており、70年位で伐るのが多いと思うのですが、そういう中で、80年まで持つというのは、かなりの拘束という風に考えておまして、その間に色々貢献を頂きたいという風に考えております。

委員長

如何でしょう。

下林部長

伐採した場合、これはもう仕方ないですね。

売ってもらって多少なりとも収入がありますよね。こうればもう致し方ないかなと。そこまで規制出来ないと思います。

基本的には20年とか80年と規制しますが、その間に多少伐採した場合にはそこまで規制出来ないな、というのが実際の話です。

中野技監

いわゆる20年の皆伐禁止とか80年の皆伐禁止というのは制限、個人の自由経済の中で個人の経営を制限する事になるので、通常保安林等の場合だと制限をかけた場合は損失補償を出すというのが通常のや

り方なので、これはそういう受忍をさせたという事で相殺すると、そんな考え方になろうかなと思います。

現在の主な国土保全上、県土保全上のいわゆる森林の公的機能を守る為の造林補助制度があるのですが、それも基本的にそのような考え方でやっております。

委員長

どうですか。

委員

やむを得ないですね。

委員長

それとですね、皆様ご案内のようにですね、和歌山県の場合、森林の所有形態は圧倒的に私有林が多い状況です。

国有林とか公有林というのは非常に少ないという中で、そういう中で県民一体の森づくりを進めていくとなりますと、山林の所有者の積極的なご理解、参画がどうしても必要でございます。

そういう事ですね、あまりこれも駄目あれも駄目と誰も手を挙げてこないでは、中々森づくりも進みませんので、勿論、一定の枠は当然決める必要はありますけども、ある程度それは許される範囲という位ですね、こういう方向で如何でございましょう。よろしゅうございますか。

谷関課長

補足的になります、皆伐禁止という事で、むしろ80年持ちこたえるまでは積極的に間伐をやって頂きたいと、でないとも森林の公益的機能というのは落ちてきますので、手入れの為の伐採、全部を一度に伐ってしまうのでなければ、むしろやって頂きたいという事になると思います。

委員長

他に何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員

森林の多くが民有林で95%という事なんですけども、その中で、この補助金の対象として出てくるのが1団体とか、団体という形で補助しますという風に書かれているんですけども、その辺をもう少し詳しく教えて頂けたらと思うんですけども。

谷関課長

民有林というのは、法律みたいになりますけども、国有林以外のものを民有林と言っておまして、市町村が持っている山、あるいは財産区が持っている山、会社が持っている山、個人が持っている山、全部含めて民有林ですね。

個人が持っている山なんですけども、持っている方が自ら活動して行う森林整備もありますが、この税金を使ってやる場合には、例えば私が持っている山を私が整備して、この税金を使わせて下さいと言う

と、本当に私有財産の形成というものに資するだけになりますから、やはり、県民の方によく分かって貰うとか、公益的な働きを発揮したいという面で、他人の所有地であっても、そこをフィールドとしてやらせて貰う、そして持ち主さんは、そのフィールドとして提供するという考え方になってくると思います。

ですので、単に1人の人がやると、その公益性は非常に限定されたものになりますし、私だけになってしまうかも知れませんが、少なくとも団体、任意であっても結構ですけれども団体にやって頂くという事に限定したいと思っております。

その団体の大きな者としては市町村、更に大きくは県になると思います。

勿論、NPO は法人でございますので立派な団体でございます。それから、法人になっていなくても、ボランティア団体大いに結構だと思っております。

委員長

よろしゅうございますか。

それではですね、この補助金交付要綱につきましては基本的にご了承頂いたという事でよろしゅうございますか。

委員

了解。

委員長

続きましては、資料5をご覧ください。紀の国森づくり基金活用事業公募等実施要領でございます。

これにつきましては公募して頂く時の実施の取り決めですね、中身でございますけど、如何でございましょうか。

事業の募集という事ですね、公募方法等、かなり色々と細かい取り決めを提案して頂いておりますが、如何でございましょう。何かお気づきの点なり、この点は修正した方が良いとか、あるいは付け加えた方が良いとか、ご意見ございましたらお願い致します。

この点については、先ほどもご説明ありましたように、県の他の事業公募要綱とか、あるいは他府県の事例等も勘案しながら作成して頂いておりますので、大体きちんと出来ていると思うのですが、何かお気づきの点ございますでしょうか。

特にここで、この委員会とも関連すると思っておりますが、2ページの所ですね、事業選定という所、第4という所です。ここで150万円を超えるものについては、委員会の場において、応募者に内容の説明を求めることがあるという事でありまして、150万円を超える場合には単なる書類審査ではなくて、応募者の方に来て頂いて、事業の中身についてプレゼンテーションという説明をして頂き、それを聞きながら選定をするという事をご提案頂いておりますけれども、この点如何でしょうか。

委員　　これはこれで良いのじゃないですか。ただ、皆さんが聞かなければ分からないよ、という時にお越し頂くという事で。

委員長　委員の皆様方には色々のご足労かけると思うのですが、県民から頂いた税金でありますから、少し金額の大きいものについては出来るだけですね、書類審査だけではなくて、きっちり色々と事業の中を聞かせて頂いて審査の参考にさせて頂くという事を提案頂いておりますけども。よろしゅうございますか。

委員　　細かい事ですけども、実際にはスケジュール上、委員会というのは、先ほどのご説明によりますと、評価をして、その上で今度8月の終わりぐらいだったかと思うのですが、その場所に来て頂くという事になるのでしょうか。ちょっとイメージが湧かないのですが。

委員長　分かりました。具体的な 150 万円超える事例の取扱についてご説明頂けますでしょうか。

谷関課長　どの位応募があるかという事で、さばきも若干違ってくるのかなという気はしてるのですが、まず全て 150 万円ではなくて、下の括弧書きにありますように、市町村が行うものは当然公益性等は十分踏まえた上で出して来て頂けるであろう、あるいは又、振興局を通じて出てくる間にきちんと修正をして出てくるべきであろうという事もありまして、市町村分についてはその該当にしておりません。

民間から応募してくるものについて、きちんと評価をすべきであろうという事で、150 万円が高いのか、安いのか、それも応募があって初めて分かるという部分もあるのですが、原則的には 150 万円を超えるものは、民間ボランティア団体等なので、そんなに数は無いのではないかという予測もしておりまして、基本的には来て頂いたらどうかと思っております。

応募も一気に来るのではなくて、おそらく2ヶ月かければ次々と出て来ると思っておりまして、それを一挙に委員の皆様にお送りするというのでは、一時期に大変膨大な資料が送り付けられる事になると思います。

ですから、多くあれば2段階、3段階に分けて整理をしながら送らせて頂き、そしてその中で件数によってまた考えていければなど考えています。

委員　　まだ変えられるものでしたらですね、委員会の場においてという文字が無くても、委員会でなくても事前にヒアリングを行うというようなですね、そういう方法があると思っておりますから、あえて委員会の場に

限る必要もない気がするのですが、如何でしょうか。

委員長

という、少し弾力的な対応の方が良いのではないかという事ですが、如何でしょうか。

基本的に 150 万円を超える多額のものについてはですね、書類審査だけではなくて何等かの形で説明を求める事に、多分委員の皆さん合意頂いてると思うのです。

そのやり方についてですね、今、委員さんから、少しその対応は弾力的にやった方が良いというご提案です。

委員

例えば「委員会の場合等などにおいて」位で少し緩くしておくと、場合によっては委員会までという、そういう形です。

委員長

他府県の事例でもそんなに、150 万円を超える事例が無いそうでありますので、そんなに長時間にわたって審査をするという事も無いようであったら、委員会を少し早めに開いて、委員会というか事前の説明会のようなものをさせて頂く、中々これだけお忙しい方々に集まって頂くのは大変ですので、出来るだけ委員会の場合で少し、30 分なら 30 分位時間取ってですね、審査にあてるという位の対応で良いんじゃないでしょうかね。

そういう事で委員さんおっしゃったように「等」位入れておいたら、その所は少し弾力的に対応出来ると思えますが。

委員会としてはですね、出来るだけ沢山の方に応募して頂いて、悲鳴を上げる位が本当は良いんでありますが、かといって、それに何日も費やす様な事になるのも色々とありまして、これがどうなるのか楽しみであります。

他に何かこの公募等実施要領で何かご意見ありますでしょうか。

よろしゅうございますか。じゃあこの公募等実施要領については、基本的にこの案を了承したという事にさせて頂きます。

委員

了解。

委員長

続きまして資料 6 でございます。応募事業の審査及び採択についてという事で、この案につきましては、先ほどご説明のように各委員さんにこの事業の説明をさせて頂く段階で 2 つの意見が出て参りました。

1 つは、公募事業の審議に係る評点シートの所で、整合性という項目でありますけども、それについては、県の方が一番良く把握できるので、県でやったらどうかという事で、ここは評点シートの項目から外してはどうかというご意見があったそうでございます。これが 1 点目ですね。

もう 1 つは、審査にあたっては公正性を期す為に応募者の団体名等

々ですね、応募者が特定出来るような、そういう項目については除外して、委員の皆さんが全くそういう事に関わりなく、公正に審査が出来るような方法を取るべきだ、というご意見でございます。

最初のこの整合性については如何でしょう。

委員

それを言ったのは私なんですけど、一々整合しているかどうかという事を、我々としては非常に合わしにくいという事です。県の方で事前に予備審査をして頂いて、これは合致しているという事を出してきて頂いたら、もうそれで済む事ではないかと思えます。

それから、概ね合致しているとか、合致していない部分が多いとか、私の考えでは合致しているか、合致していないかの二者択一だと思うんですけども。という事もありまして、出来たらと。

それともし、先ほどから言っている透明性とか公正性とかとおっしゃるのでしたら事前審査において、これこれについては、こういう理由で省きましたという事を、ここで公表して頂いて委員の方が了承して頂いたらもうそれで済むという事で、我々がこれは合致しているのかな、どうかな、と頭悩ます必要が無いんじゃないかと思ひまして提案をさせて頂いた次第でございます。

委員長

という事でございますが、委員の皆さん如何でございましょう。

委員

若干関連しているんですけども、大きく目的というのが3つあげられていたと思うんですけども、あそぶとかですね、森をつくるというのと、森をいかすですね。

大きく3つの軸に分かれていると思うのですが、その辺りはどういう配分にするとかですね、イメージが湧かないんですけども。

一つのものに偏っても良いのかどうかですね、その辺りの事をちょっと教えて頂けたらと思ひます。

委員長

これは如何でしょうか。

谷関課長

活用の3つの方向という事で、総合的にやる案件もあれば、おそらく森林整備だけをやるという案件もあると思ひます。

そういう面で申しますと、私共、部内で縷々議論をする中で、ひょっとするとやる場所によってこれで良いのだろうかとか、境界線上のものがあるのではないかという意見も一部にありました。趣旨に合っているかどうか、全部は合わないけどもこの辺が合っているとの判断をすべきかどうかというのを、随分迷っておりました。

それで、お諮りをした上で、当局がどう考えるかという事になりますとですね、県が受け付けた上での県なりの判断と言ひましようか、仕分けというものは、していくべきだろうと思ひます。

その上で一部分は非常に外れている、だからこれは外れているという事になるんですけれども、ここを直せば非常に良いものになるじゃないか、という風な場合もあるかも知れません。

そういうものは、やはり指導した上で次の回に再チャレンジして頂くとか、そういう含みを持ったものとして、一応これは外れていますよ、ここが外れていますよ、という風な仕分けをした上で委員会にお諮りを出来たらな、と言う風に思っております。

委員

丁度前のページに、審査結果で「適当」とされなくても、審議の結果、委員会として特に推薦する事業があればその旨を付記してもらおうとありましたので、条例に対する整合性というのを特に固く考えずに、そっちの方は見逃してしまって、こっちにこれだけ余裕があるのかという風なイメージに取ってしまったのですけれども、どうなんでしょうか。

この条例には合致しないけれども、こういう案件が出ているという事は全てお知らせ頂く事は必要かなと思います。

また、その中で条例に関しては、こことここに外れる部分があるというのは県の方でお知らせ頂いて、その判断をさせて頂くのかなと思っております。

下林部長

今のお話なんですけど、私も原則そうだと思うんですよ。ただ、最初の交通整理だけは県でさせて頂いて、全部こんなのがありますよと。

しかし運営委員さんの中から、これは是非今回森づくりに入れるべきだ、事業をやるべきだという話になればですね、それはまた検討させて頂くことになるのかなと思います。

委員のお話は、出来れば我々もバランス良く3つに分けてやりたいのですが、どういう形で事業があがってくるかまだ分かりませんので、そういう調整が出来る位あがってくれば非常にありがたいんです。それを期待したいと思います。

委員

希望的観測で、ものすごく沢山の量があった時は、県段階で落としにおいて、私達の段階でそれだけの物を見るのかという問題があるので、先に県の方で判断をなさるといった部分においては、条例の整合性という事が一番大切な事になるという事でしょうか。

下林部長

沢山来ましても、県では落としません。まさしく、それを決めて頂くのが運営委員の皆様でして、県がそんな、僭越にこれは外して後はやって下さいと、それはしませんので。

委員長

今のご意見は非常に大事でありまして、我々共通認識を是非しておきたいのですが、県が最初にこれは良いですよ、悪いですよ、と言う

のではなく、一応公募要項に即して、それにきちんと対応出来ているものについては、全てこの委員会に送ってくる訳です。

それを我々は審査して、その用途を決めていくという事でございますので、そういう点から言いますと、あまり県の方で事前にチェックをするという事は出来るだけ避けた方が良いと思っっているのです。

ですから、県の方ではある程度公募要綱など、今ご審議頂いた様な要綱とか実施要領とか、そういうものに即して、これは大丈夫だ問題ない、というのをチェックして頂いて、もしそれが満たしていないものについては、当然これは受験でもそうですけど、応募資格のないものについては落として頂いて、応募資格のあるものをこちらに送って頂くと。

それを我々が審査するという、そういう流れでご理解頂きたいと思っいます。

それから、委員さんのご指摘、非常に良く分かるんです。私も整合性については、合致しているかしていないか、この2段階で良いと思っいます。その途中はもう要らないと思っいます。

ただ、それを全部県にお任せで良いのかという事です。県は県として色々な要綱なり条例なりに則してチェックして頂いて良いのですが、我々委員としても、委員会としての責任の名において、やはり整合性については委員として判断する必要があるんじゃないかな、と思っうのですが如何でしょうか。

中野技監

今の整合性ですが、条例の趣旨に照らしてですね、整合性があるか、無いかというのは、一旦全ての応募について、県でこれはある、これは合わないというのを整理させて頂いて、その全てを、応募して頂いた全てをこの運営委員会にご報告させて頂くと。

その上でご判断頂くという方法が、一番よろしいかなと思っうのですがけれども。

という事は、全てを委員会に一旦は判断して頂く。ただしその前段階として県の方でこれは条例の趣旨に完全に合っていますよ、これはかなり外れてきますよ、というのは県の意見として言わせて頂くと。

そんな方法は如何かなと思っうのですがけれども。

委員

そうして貰えば良い。我々は細かな所までは分からないので、県で事前審査をして頂いて、これは合致しています、これは合致していない、合致していないのは、こういう所が合致していないのです、という事を言って貰って、この場に出して貰えば良い。

我々はそれであなるほどな、という事で良いのではないですか。中々細かな所までは見られませんし、解釈も出来ませんので。

そういう前さばきを全部して、ここへ出して頂いたら、後で合致していないというのも委員会で承認したという事で、それで良いのでは

ないですか。私はそれをお願いしていた訳です。

委員長

分かりました。という事ですね、もう 委員さんにきちんとまとめて頂きましたので繰り返しませんけれど、そういう方向で是非いきたいと思います。それを原則としていきたいと思います。

もう一つの審査の時の情報と言いますか、特定の団体等が分からないようにするという、これはまた、ごくごく当然の意見だと思うのですが、よろしゅうございますか。

委員

異議なし。

委員長

そうでなければ多分、委員の皆様もあいつがやったんだなという事では審査しにくいと思いますから。

はい、ではそういう事で、またきちんと議事録の方に。

委員

もう一点よろしいですか。

この、委員会として特に推薦する事業があればその旨付記して貰う、これはイメージ的にどうですか。

それと、もう一点ね、こういう事を申請する人が皆知っているかどうかという事が問題ですね。

知っている人が、要綱に合わないかも知れないけども、ここに出して来る。我々はなかなか良い事業じゃないかと推薦する。

もう一つは、これ要綱に合わないからもう止めておこう、という事で止めた人と、こういう事を知っていて、ひょっとしたら委員会が推薦してくれると、こういう事で公平性が保たれますか。

その辺りがちょっと、委員会がそういう事判断するの間違ってきませんか。公平性という点からは。

知ってる人と知ってない人とが大分差が出てくると思うのですが、これはどうですか。

どういう事でこれは書いてあるのですか。

田中主任

今のイメージという事ですけども、こちらの審議の流れの方で、団体等では平均点で 30 点以上が適当という事になっているのですが、この 5 項目で点数を入れていって、例えば 29 点であったと。

けれども、他から色々考えた時に非常に和歌山らしさがあったりとか、独創性があったりと言うような判断になればですね、この事業は 30 点に満たないけれども良いんじゃないか、というような事を書いて頂ければ、というイメージで記載させて頂いております。

委員

つまり、惜しいやつですね。要綱や要領に合っていて。そういう考え方ですね。

田中主任

はい、そのように認識しています。

委員長

ただ、その際ね、委員の皆様と共通認識しておきたいのですが、平均点よりちょっと落ちるけども非常に光るものがあると、それで特記事項に書く。それで復活というのはあり得るんですか。

例えば数件あったと。それが事業として採択されるという可能性というのはどのように考えておけば良いのですか。

それである程度ですね、この委員会で予算の範囲があったら、補欠の中から幾つかまた復活してそれを採用出来るという、そういう含みをお持ちなのか、という事なのです。

谷関課長

委員会の方で非常に見るべき所があると。総合点は少し低いけども是非やらしてみようじゃないかと。

ベンチャー企業の育成みたいなものかも知れませんが、そういうもので採択して頂けるものであれば、ここで同時採択をして頂ければと思います。

委員長

という今のお答えのように、特記事項を記載されたものについては、予算が当然あっての話ですが、そういう条件が満たされる場合にはこの委員会で、もしそれを採用しようという事で意見が一致しましたら、浮上してくるという事でございますので、そういう共通認識でお願いしたいと思います。それ以外に何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。大分時間も経過してきておりますので、応募事業の審査については・・・

重根班長

1点だけ確認なのですが、そうしますと、今のその前のお話で、評点シートの整合性については、県であらかじめこの整合性について良いものか悪いものか判断した結果を委員方にお示しして、その上で委員方にご判断頂くというお話になったかと思うのですが、その際には、委員方にも県の結果を示すと同時に、整合性についても○か×かという形で採点を頂くという形でよろしゅうございますか。

様式的な話なのですが、ですから、評価シートの所には整合性という項目は残しておくという事でよろしゅうございますか。

委員長

ただしですね、選定の基準はこのように4つではなくて、合致している、合致していないとこの2つで良いんですね。そういう事で残すという事です。よろしゅうございますか。委員の皆様もそういう事でご確認頂けますか。

委員

平均点 30 点という点数の所おかしくなってきましたね。

委員長 そうですね、ちょっとこれ 10 点と 0 点というのはちょっと・・・

重根班長 その際、「合致する」で何点、「合致しない」が 0 点というような形の、点数も併せてこちらで作っておいて、お示しして評点を付けて頂くという事でよろしゅうございますか。

委員長 どうみても、このままでいくと合致している 10 点というのは多すぎますよね。基準から言えばね。

重根班長 そうしますと、点数を例えば 5 点と 0 点にするとかいう形でさせて頂いてもよろしゅうございますか。

委員 条例に合致しているのは当然じゃないですか、これ。それに点数付けるなんて、評点は要らないんじゃないですか。

委員長 という、非常に根本的なご意見が出ておりますが、整合性についてはですね、当然委員会としても各委員さんとしても評価しますが、評価点は、ごくごく当たり前の事なので、あえてこれに点を付けるというのは如何なものかという非常に根本的な問いが出ておりますが。考えてみたら、別にこれはもう、ごくごく当然な話なので、あえて評価点は入れなくても良いかも知れませんね。如何ですか、これも委員の皆様のご意見聞かせて下さい。ただ、10 点と 0 点についてはもうむちゃくちゃですので。差が出てきますから。どうでしょう、これ、ここで決めた方がいいですね。如何ですか、もう評価点付けないという事で如何ですか。特にこれで問題ございますか。

委員 異議なし。

委員長 そうしたら、評価はするけども、あえて評価点は付けないという事でよろしゅうございますか。後の項目については、一応評価点、これを原則にしてやっていくという事で。事務局の方、これで特に問題ございませんか。

重根班長 そうしますと、残りの 4 つで点数の評価をさせて頂くという事で。

委員 そうするなら、公益性とか何とかいうのもう一度やり直して貰って、委員長さんと事務局に一任しますので、もう一度考え直して下さい。

委員長

そうですか、ありがとうございます。

ちょっと先ほどお決め頂いた、何点以上というのに関連してきますから、それについてはこれこそ整合性が取れるようにですね、ちょっと事務局の方と相談させて頂いて、問題ないようにしたいと思いますので、ご了承頂けますでしょうか

委員

了解。

委員長

どうもありがとうございます。

以上でですね、第2号議案の事業の進め方につきましてはですね、基本的に問題がない、あるいは部分的に色々修正等をして頂きましたけども、只今の検討を踏まえた方向でこれからやらして頂くと言う事にしたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、第3番目の議案でございますけども、県が行います事業についてご説明お願いしたいと思います。

谷関課長

県が取り組む施策の説明をさせていただきます。

公募事業の方で随分ご議論頂いたのですけれども、県が当然やるべき、あるいは県が行った方が効果が上がる、あるいは効率が良いといった事業も当然あると思っております。

それは、県民への広報活動始め市町村や団体等で取り組みにくい、といったものがあると思うのですけども、現時点でやるべきと当局で考えましたもの、それを一覧にまとめております。

また詳細につきましては担当班長のほうからご説明させていただきます。

重根班長

お手元の資料の7、A4の横書きの部分でございます。これで県が取り組む施策一覧についてご説明させていただきます。

今までは、公募により市町村及び団体等が実施する事業の進め方についてご説明致しましたが、最初に1のア森林の重要性の普及啓発ということで、この基金事業に関する、広報活動を重点的に行う事と致しまして、県の広報誌、広報番組、新聞、雑誌等によるPR、森林の現状や森との関わり等をわかりやすく示したパンフレットの作成・配布、各種イベントでのパネル展示やPR説明会を実施する事を考えてございます。

また、県民の方に広く参加頂くシンポジウムを開催致しまして、この中で色々な広報、啓発活動を行って参りたいと考えてございます。

それから、ホームページを活用しました基金事業に関するサイトを開設致しまして、公募の案内でありますとか運営委員会の活動、実施事業の概要につきまして、写真等ビジュアル的なものも入れ、県民の方にご覧頂くといった形で事業を行いたいと考えてございます。

続きまして1のウ森林環境研修ということで、これは森林を守り育て、次の

世代に引き継いで行くために、学校教育との連携が大変重要であるということでございますが、近年教育現場では、森林・林業について実体験のある教職員の方が少なくなりつつある事も聞いております。

そこで森林体験学習等を通じて、森林の公益性を理解し、その効果を自ら知ってもらふ事を目的に、教職員の方々を対象とした研修会を県下2ヶ所で8月頃開催し、子供達への森林教育に取り組んで頂けるようにするという事を考えてございます。

続きまして1のエのア体験教室と致しまして、これは児童・生徒が直接森林に赴いて、山村住民や林業従事者の方々と接したり、自ら体験する事を通じまして、森林の役割を学ぶという、事前学習、森林体験学習、事後学習と一連での取り組みを、県教育委員会などの関係機関と連携して小中学校単位でモデル的に実施頂ける学校を選定し、推進していく事や、それらの体験学習を森林や山村で受け入れる指導者を養成する研修会を開催すること、さらに事前学習や森林体験に使用する学習の教材を制作する等といったことにつきまして、11月頃から進めて参りたいと考えてございます。

以上、本日お示し致しましたのは、現時点での施策の一覧でございます。

今後、新たに県が取り組む施策につきましては、その内容等について運営委員会に報告をして進めさせて頂きたいと考えてございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

委員長

ありがとうございました。

現時点での県の取り組む施策につきましては、大きく分けますと3項目ですね。

森林の重要性の普及・啓発、2番目が森林環境研修、そして子供達に対する体験教室。

こういう事からですね、ご説明にありましたような事業を展開していきたいという事でございますが、如何でございましょう。

特に委員の皆様からは、もっとうるさくいう事をやったらどうだとか、あるいはそれよりもこっちの方が良いのと違うかなとか、色々あると思うのですが、如何でしょうか。

委員

特に今、一番最後にご説明頂いた森林学習体験についてですね、私たまたま医学部にいるのですが、その中で子供からお年寄りまで色々な健康問題を考えております。その中でも最近子供の健康というのは色々な面から問題となっています。それは全国的にも、先ほどちょっと出ましたけど、特に都会の人たちが森林とふれあう機会が少ないという事で、そうすると当然子供達も触れる機会が少ないという事で、それが色々な形で心と体の健康に影響しているという事を非常に深刻な問題と受け止めて、私達、私も含めまして、こども環境学会というのを作り、そういう活動をやっている大学の研究者とか、それから色々な環境の事に関わっている方と一緒に取り組んでいるところで

す。

ですから、この辺りですね、本当に和歌山県に留まらず日本全国の非常に大きな課題になっているところですので、是非先進的に取り組んで頂きたいなと期待しております。

委員長

今の委員のご提案と言いますか、ご要望に対して何かございますか。

委員

この生徒を連れて行くのは、市部の生徒を中心にやって頂いたら大変ありがたいということで、お願いをしておきたいと思えます。

委員

実は昨日ですね、私共が東京で取引をしている先ですが、匠の会という工務店グループがありまして、その工務店グループの社長が二十数名、和歌山の白浜で総会を持たれたんです。

そして翌日、紀州に自分達が山を持って植えようという事で、それで植樹祭のようなかっこうで行ったのです。それで地元の三川小学校の子供達 17 名と一緒に参加して頂いて、そして山へ登って植樹をしたんです。

それで、山村の小学生でも、そういう木を植えるというような体験というのを、ほとんどしてないんですね。そして山へ入るそういう体験もあまりしていない。やはり、身の回りに山林はあるのに、山林とそういうふれあいが出来ていないというのが実情だと思うんです

現実、緑の少年団という事で、皆が緑の帽子を持っているんですが、校長先生もこれを皆がかぶるのは本当に久しぶりですという風な事を言っておりました。

そういう事で校長先生を始め皆様方に大変喜んで頂いた様な事がございますので、本当に、むしろまず身近な山村に近い所から実際やられるのが、ある意味で自分達の郷土、そういうものに対する仕事の認識と言いますか、そういう事にも繋がっていくのではないかという風に思います。

尾隠山課長

山村振興課です。只今、委員からしっかり頑張れという激励を頂きまして、ありがとうございます。

現在私共、県教育委員会としっかりと連携をしまして、モデル校選定に向けた準備作業を進めております。

つきましては、今日出して頂きました 2 つの意見がございましたけれども、こういった事も十分ふまえて、今年は 10 校程度モデル的に実施したいと考えてございますので、その辺上手くバランスの取れた選定になるように、また教育委員会と打合せをしていきたいと思えます。

委員

PRの点ですけれども、先ほど言われているように、都心部には、税金は使われるけれども全然恩恵が無いかも知れないという風な部分が考えられますけれども、この中の何処かにもあったかと思いますが、今、森林を整備する事で海が綺麗になるという部分がありまして、パンフレットに紀の国森づくり基金で海が綺麗になるんだよ、という位のパンフレットにするとどうかなと思いました。

海の漁業の方も森を綺麗にして欲しいという風に繋がりますし、街の人も美味しいお魚が食べたい、美味しい貝が食べたいという所に繋がってくるんじゃないかなと。

即、自分に返ってこなくても、何だろうというような形で、まずは森から作っていくという事が、どういう風に繋がっていくのかを、ちょっとPRして頂きたいなという事がありました。私の住んでいる近くの山ですが、木は全部死んでいるようなものです。台風で木は全部揺られて、木が立っているというだけのような状態です。

その山に子供達はふれあいに行かないですし、やっぱり木が立っていたら森なのかなというのじゃ無しに、実質違ってきていますので、その辺も調べて森の整備にあたって頂きたいと思っています。

委員長

ありがとうございます。他に何か、この際でございますから、特にこういう点を留意しながらやって欲しいという事、ございませんでしょうか。

各 委員さんの方から非常に貴重なご意見が出ておりますけれども、委員のおっしゃった様に、子供達の心身の健康がどんどん脅かされている中でですね、この森づくりを通じて、そういう心身の健康に積極的に貢献していくという、そういう明確な方向性を持った取り組みを是非やって欲しいというご提案でありますし、委員さんからは、やはり都市住民、あるいは都市の子供達に十分配慮した取り組み。

しかしそれだけではなくて、農山村の子供達も実は今は、なかなか山に関わっていない、という現状でありますから、本当に県内の子供達を積極的にですね山に迎え入れる、連れて行く、こういう取り組みをもっともっこの事業を通じて展開して欲しいというようなご要望がございます。また、PRの仕方ですね、そこについてもっと色々工夫して欲しいというご提案もございました。

是非そういう事を配慮しながら、ずっと展開して頂きたいと思いますが、基本的に委員の皆様、こういう方向で一応適切と、もっと中身をより充実させて頂きたいという事でよろしゅうございますか。

委員

異議なし。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

では、そういう方向でよろしく願いをしたいと思いますが、今ご

説明ありましたように、これで最後という訳ではなくて、これからも色々と県の方としても事業について考えていきたいという事でございますので、その都度またご報告お願いしたいと思っております。

大体の議題は終わりましたが、あと4番目にその他というのがあります。何かこの点について事務局の方からご提案ございますでしょうか。

中尾副課長

次回の会議日程と、その公開の是非についてお伺いしたいと思っております。

本日はこのスケジュール及び第一回の公募についてご審議頂き適当であるのご意見を頂きました。

そのスケジュールで行きますと2回目の会議の開催は、8月の27日の週、もしくは9月の3日の週に開催したいと考えておりますので、委員の皆様のご都合をお伺いしたいと思っております。

また、公開の是非の件でございますが、今回は応募のあった事業について審査して頂く事になります。

会議中ですね、団体の名称を伏せるという事でございますが、自由な審査を行う観点から公開の是非についてもご検討頂きたいと思っております。

委員長

今お聞きのように一つは次回、第2回の委員会の開催でございますが、この予定通り公募が始まりまして募集がありますと、8月の下旬若しくは9月の上旬という事でございますね。

委員の皆様のご都合を聞いてですね、第1候補、第2候補、ぐらいつままで決めておきたいと思っておりますが。

出来たら早いほうが良いでしょうね。

< 委員日程調整 >

審査等の関係もありまして、できれば一日も早いほうが良いと思うのです。

そういう事で、8月28日火曜日、午後1時半という事でよろしゅうございますか。

委員

了解。

委員長

何かとお忙しいとは思いますが、それでは今回は、8月28日午後1時半ということにさせていただきます。

それからもう一点ですね、これは大変重要な案件でございますけども、情報公開の関係ですね。

要するに、この委員会の審議をどういう形で公開していくのか、あ

るいはですね、一定の制限を加えていくのかという事でございます。

その辺について委員の皆様のご意見をお諮りしたいと思います、如何でしょうか。

もう、全く公開でやるという、委員会でも基本的にはそういう方向で言われていますが、しかし、これは市町村や県は別としてですね、団体等ですね、企業とかNPOとか、あるいはその他ボランティア団体等の審査について、色々と全面的に公開するというのは、問題があるという事も十分考えられますので、その辺を勘案しながら、どういう形が良いのかご議論をお願いしたいと思うのですが。

委員 公開というのは、その誰でも傍聴も出来るという事？

委員長 ええ、マスコミの方から傍聴者全部ですね。

委員 マスコミも関係者の方の傍聴も？

委員長 関係者は当然入るでしょう。傍聴者でお越しになったら拒む訳にはいかないと思いますけどね。

しかし、そういう事になると一寸やりにくい面もありますけどね。

如何でしょう。忌憚のないご意見をお聞かせ下さい。

皆さんが審査者になる訳ですから、何となくやりにくいなあという事にならないように。

如何でしょう。そしたら、委員長提案という事でですね、冒頭の委員会の時の私の挨拶なり、そういう時は公開にしますが、実際具体的な審議になると、やはり皆さんの自由かつ慎重な審議を保障するという意味で、非公開と言う事で如何でしょうか。

その方が多分皆さんもですね、審議をし易いのじゃないかと思いますが。

具体的な審査の時は非公開ということではいかがでしょうか。それだけに私共、委員としては是非慎重かつ適正な審査が必要でございますけれども、よろしゅうございましてしょうすか。

委員 異議なし。

委員長 そういう事で、次回からは、冒頭は公開、具体的な審査になると非公開と言う事でお願いします。

重根班長 よろしゅうございますか。

今の件に関してでございますが、先ほどちょっと確認し忘れたので

すが、委員の方々の議論の中で、審査いただく申請書の団体名を伏せて送るかどうかについての結論というのは出ましたでしょうか。

委員長

はい。団体名等を伏せてということ。

重根班長

そうしますと、事前の審査の時には、お送りしたものについては団体名を伏せていますので、2回目の委員会では、整理番号という形で当日の議論をして頂くという事によろしゅうございますか。

そうしますと、団体名等はその中では出ないという事になります。

委員長

今最終の確認ありましたけど、ご説明のとおりでありまして、審査する案件につきましても、特定の団体が分からないような形でやっていく、通し番号という具体的な事例もございましたけども、そういう方向でご審議をお願いしたいという風に思っております。

そして、原則非公開、審査については非公開ということになります。

しかし出来るだけですね、この委員会冒頭部分につきましても、多くの県民の方、マスコミの方に知って頂く意味で公開しますけれど、審査の段階に入ると非公開という事をお願いしたいと思います。

本日は第1回という事で本当に皆様方に長時間、色々と慎重にご審議頂きましたけれど、本日お諮りしたい案件は以上でございます。

この際ですから、何か皆さん言い残した事とか、何かございましたら、特にございませんか。

ないようであれば、これで第1回の委員会を終了したいと思います。どうも本日はありがとうございました。

紀の国森づくり基金運営委員会
議事録署名委員

印

印